

環廃企発第 080626001 号

平成 20 年 6 月 26 日

各都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室長

使用済ペットボトル等の再商品化のための円滑な引渡しの推進について（通知）

市町村により分別収集された使用済ペットボトル等については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 76 号。以下「改正容器包装リサイクル法」という。）の施行に伴い、改正された容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成 18 年 12 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 10 号。以下「基本方針」という。）により、市町村により分別収集された使用済ペットボトル等については、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であることを明らかにしたところである。

また、基本方針において、使用済ペットボトル等の分別基準適合物を市町村が指定法人以外の事業者を引き渡す場合にあつては、「分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。」としている。

さて、この度、環境省が実施した「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する調査」の結果について、公表したところであるが、基本方針に違反して、①指定法人に引き渡されない場合にあつて、引き渡しの要件を設定していない、また、現場確認を行わないなど適正に処理されていることの確認が不十分である場合、②処理の状況等について住民への情報提供が不十分な市町村が多く見られた。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）第 8 条第 3 項及び第 9 条第 3 項により、分別収集計画は基本方針に即して定めることとされ、同法第 10 条により分別収集計画に従って分別収集を行わなければならないこととされており、こうした事態は改正容器包装リサイクル法の趣旨に反しているものと言わざるを得ない。

使用済ペットボトル等については、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であり、指定法人以外の事業者を引き渡す場合にあつては、その事業者の適格性を厳格に審査することに加えて、当該事業者が適正に再商品化等の処理を行っていることについて、現場確認その他の適切な方法による確認をするとともに、住民に対し適切に情報提供をする必要がある。

貴管下市町村に対して、上記の周知及び指導についての対応をよろしく願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定の基づく技術的な助言であることを申し添える。

平成 20 年 7 月吉日

市（区）町村長様
一部事務組合代表者様

廃PETボトル再商品化協議会
会長 鹿子木 公春

「使用済みPETボトルの指定法人ルートへの円滑な引渡し」のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

市（区）町村並びに一部事務組合の皆様におかれましては、平素より「容器包装リサイクル法」に基づき分別収集・保管という重要な役割を果たされていることに関しまして、私ども廃PETボトル再商品化協議会会員一同（指定法人登録事業者43社で構成）心から御礼申し上げます。

さて、平成20年6月26日付、環境省より通知されました「使用済みペットボトル等の再商品化のための円滑な引渡しの推進について」は、ご存知のことと存じます。

本通知では、環境省が実施した「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する調査」の結果から、自治体の独自処理の中には改訂容リ法の「基本方針」に違反したところがあると厳しく通知されております。

同時に、このような状態が続けば、国内における使用済みPETボトルの容器包装リサイクルの円滑かつ効率的な実施が困難になることが懸念されることから、国は「自治体の独自委託処理」を控え、「指定法人等への円滑な引渡し」を促進することを再度明らかにされました。

自治体に於いては財政的な問題も取り上げられておりますが、「PETボトルの有償入札による市町村への拠出」も平成18年度から実施され、「特定事業者による合理化拠出制度」導入も本年度から2階建のシステムとして実施されることから、問題解決に大きく寄与するものと考えております。

同時に、自治体の独自処理に比べ、指定法人ルートでは「資金の回収が出来ない」等に対してリスクヘッジの効いたシステムとなっております。

何卒、市（区）町村様並びに一部事務組合様におかれましては、国の基本方針を踏まえ、長期的な視点をもって、「安心・安全・持続可能なシステム」である「指定法人ルート」への申込を切にお願い申し上げます。

敬具